

連結貸借対照表

平成13年3月31日現在

株式会社 みずほホールディングス

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	5,011,232	預 金	67,324,809
コールローン及び買入手形	2,343,046	譲 渡 性 預 金	12,851,673
買 入 金 銭 債 権	703,619	債 券	17,848,257
特 定 取 引 資 産	10,877,475	コールマネー及び売渡手形	13,208,076
金 銭 の 信 託	392,367	コマーシャル・ペーパー	2,369,254
有 価 証 券	28,062,563	特 定 取 引 負 債	4,687,700
貸 出 金	92,286,772	借 用 金	3,871,945
外 国 為 替	845,277	外 国 為 替	273,849
そ の 他 資 産	14,940,725	社 債	3,998,017
動 産 不 動 産	1,713,356	転 換 社 債	8,088
債 券 繰 延 資 産	9,531	信 託 勘 定 借	1,826,412
繰 延 税 金 資 産	1,663,971	そ の 他 負 債	21,186,842
連 結 調 整 勘 定	107,764	退 職 給 付 引 当 金	126,050
支 払 承 諾 見 返	6,129,641	債 権 売 却 損 失 引 当 金	199,093
貸 倒 引 当 金	1,627,632	特 定 債 務 者 支 援 引 当 金	159,628
投 資 損 失 引 当 金	4,233	偶 発 損 失 引 当 金	24,032
		特 別 法 上 の 引 当 金	708
		繰 延 税 金 負 債	11,462
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	343,728
		支 払 承 諾	6,129,641
		負 債 の 部 合 計	156,449,275
		(少 数 株 主 持 分)	
		少 数 株 主 持 分	751,933
		(資 本 の 部)	
		資 本 金	2,572,000
		資 本 準 備 金	2,203,747
		再 評 価 差 額 金	548,533
		連 結 剰 余 金	1,107,231
		為 替 換 算 調 整 勘 定	175,430
		計	6,256,083
		自 己 株 式	0
		子 会 社 の 所 有 す る 親 会 社 株 式	1,812
		資 本 の 部 合 計	6,254,270
資 産 の 部 合 計	163,455,480	負 債、少 数 株 主 持 分 及 び 資 本 の 部 合 計	163,455,480

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

3. 有価証券(その他有価証券)の評価は、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、主として時価法により行っております。

5. デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

6. 動産不動産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年~50年

動 産 2年~20年

7. 自社利用のソフトウェアについては、各社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。

8. 債券繰延資産は、次のとおり償却しております。

(1)債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております

(2)債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法の規定する最長期間(3年間)内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。

9. 国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債については、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

上記以外の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

10. 主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる

損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第 55 条の 2 の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 2,838,028 百万円であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

11. 投資損失引当金は、有価証券投資に対する損失に備えるため、発行会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は主として以下のとおりであります。

数理計算上の差異 発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（351,530 百万円）については、退職給付信託の設定により 144,166 百万円を一時費用処理するとともに、残額については主として 5 年による按分額を費用処理しております。

13. 債権売却損失引当金は、株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。なお、この引当金は商法第 287 条ノ 2 に規定する引当金であります。

14. 特定債務者支援引当金は、再建支援を行っている特定の債務者に対し、将来発生する支援額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。なお、この引当金は商法第 287 条ノ 2 に規定する引当金であります。

15. 偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。なお、この引当金は商法第 287 条ノ 2 に規定する引当金であります。

16. 当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

17. 国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社においては、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 15 号）に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が

収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

その他の連結子会社のヘッジ会計の方法も、上記に準じた取扱いを行っておりますが、一部の国内リース連結子会社は、デリバティブ取引を用いて、長期固定料率に基づくリース料収入と多数の契約から成り短期変動金利を中心とする資金調達との金利構造のミスマッチに起因して、金融負債から生じるキャッシュ・フロー変動リスクを総体として管理する「負債の包括ヘッジ」も行っております。これは、「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告 19号)に定められたヘッジ手法であり、会計処理の方法としては繰延ヘッジ会計によっております。なお、この「負債の包括ヘッジ」に利用するデリバティブ取引は、金利スワップ取引等であり、契約額は 79,800 百万円、時価は 1,819 百万円、評価差額は 1,857 百万円であります。

18. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

19. 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。

金融先物取引責任準備金 104 百万円

金融先物取引法第 82 条の規定に基づく準備金であります。

証券取引責任準備金 603 百万円

証券取引法第 65 条の 2 第 7 項において準用する証券取引法第 51 条の規定に基づく準備金であります。

20. 当社の取締役及び監査役に対する金銭債権総額 53 百万円

21. 動産不動産の減価償却累計額 793,130 百万円

22. 動産不動産の圧縮記帳額 157,126 百万円

23. 貸出金のうち、破綻先債権額は 470,031 百万円、延滞債権額は 2,169,692 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

24. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 124,800 百万円であります。

なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

25. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 1,791,770 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利

息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

26. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,556,295百万円であります。

なお、23.から26.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

27. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は、1,278,023百万円であります。

28. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	1,761百万円
特定取引資産	1,002,499百万円
有価証券	7,473,073百万円
貸出金	3,273,799百万円
コールローン及び買入手形	50,000百万円
その他資産	344,964百万円
動産不動産	136百万円

担保資産に対応する債務

預金	452,944百万円
コールマネー及び売渡手形	5,870,347百万円
特定取引負債	235,254百万円
借入金	77,274百万円
その他負債	64,898百万円

上記のほか、信用取引の自己融資見返株券を借入金の担保として7,593百万円を差し入れております。また、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金95,536百万円、特定取引資産15,943百万円、有価証券3,454,548百万円、貸出金368,116百万円、その他資産45,734百万円を差し入れております。

また、非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。

なお、動産不動産のうち保証金権利金は184,914百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は46,429百万円、債券借入取引担保金は2,785,176百万円であります。

29. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は2,417,549百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,901,193百万円であります。

30. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、国内銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第 5 号に定める鑑定評価に基づいて算出

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 189,246 百万円

なお、一部の海外連結子会社においても同様の取扱いを行っております。

31. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 2,261,707 百万円が含まれております。
32. 社債には、劣後特約付社債 3,191,880 百万円が含まれております。
33. 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は合同運用指定金銭信託 665,796 百万円、貸付信託 2,394,557 百万円であります。
34. 1 株当たりの純資産額 450,667 円 56 銭
35. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」、「その他資産」中の保管有価証券等及び「特定取引資産」中の商品有価証券に合計 6,274,978 百万円含まれております。
36. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、譲渡性預け金、コマーシャル・ペーパー等、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー等が含まれております。以下 39 まで同様であります。

売買目的有価証券

連結貸借対照表計上額	7,921,803 百万円
当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	6,489 百万円

その他有価証券で時価のあるもの

当連結会計年度においては、その他有価証券のうち時価のあるものについて時価評価を行っておりません。なお、平成 12 年大蔵省令第 9 号附則第 3 項によるその他有価証券に係る連結貸借対照表計上額等は次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額	25,932,871 百万円
時価	25,657,219
差額	275,651
繰延税金資産相当額	105,690
少数株主持分相当額	3,727
持分法適用会社が所有するその他有価証券	3,811
に係る評価差額金相当額のうち親会社持分相当額	
評価差額金相当額	162,422

37. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
58,047,079 百万円	955,377 百万円	62,658 百万円

38. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	連結貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	403,089 百万円
非公募債券	880,731

39. その他有価証券のうち満期がある債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	7,213,291 百万円	3,371,463 百万円	2,623,373 百万円	15,698 百万円
国債	7,085,545	2,581,204	1,975,045	-
地方債	24,539	97,345	343,394	11,096
社債	103,206	692,913	304,934	4,602
その他	756,858	3,167,870	1,208,409	781,854
合計	7,970,150	6,539,334	3,831,782	797,552

40. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託

連結貸借対照表計上額	386,918 百万円
当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	15,090

当連結会計年度においては、その他の金銭の信託について時価評価を行っておりません。

なお、その他の金銭の信託に係る連結貸借対照表計上額等は次のとおりであります。

その他の金銭の信託

連結貸借対照表計上額	5,449 百万円
時価	5,645
差額	196
繰延税金負債相当額	76
少数株主持分相当額	51
評価差額金相当額	67

41. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 46,196,982 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が 39,820,509 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、

金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

42. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	1,331,938 百万円
年金資産（時価）	989,281
未積立退職給付債務	342,656
会計基準変更時差異の未処理額	165,714
未認識数理計算上の差異	141,722
連結貸借対照表計上額の純額	35,220
前払年金費用	91,027
その他負債	196
退職給付引当金	126,050

43. その他資産には、一部の国内銀行連結子会社の平成 8 年 3 月期における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額 376,055 百万円の損金経理につき、平成 8 年 8 月 23 日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額 222,682 百万円が含まれております。

当該国内銀行連結子会社としては、その更正理由が容認し難いため、同年 8 月 30 日に国税不服審判所長宛審査請求を行いました。平成 9 年 10 月 28 日に請求棄却の裁決を受領いたしました。これに対し、同年 10 月 30 日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成 13 年 3 月 2 日付にて全面勝訴の判決を受けましたが、同年 3 月 16 日付にて東京高等裁判所に控訴されております。